

国立病院機構水戸医療センター面会規程

（目的）

第1条 この規程は、入院患者に対する面会について、患者の療養生活の質の向上、尊厳の保持、家族等との関係維持および円滑な退院支援に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 当センターは、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要である事を踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

2 当院は、感染対策等の正当な理由がある場合を除き、入院患者への面会を妨げないものとする。

3 やむを得ず面会を制限する場合であっても、当該制限が必要以上に厳格にならないよう配慮する。

4 面会制限が必要な場合は、目的・期間・対象を明確にし、合理的な範囲に限定する。

（面会者）

第3条 面会できる者は、原則として次のとおりとする。

- 一 家族・近親者、入院中の主たる支援者となる者。ただし13歳未満は面会不可とする。
- 二 その他、病院が適当と認める者。
- 三 面会可能な対象者は、感染症の流行状況等により、病棟運営上必要な範囲で調整することができる。

（面会時間等）

第4条 面会時間等は、原則として次のとおりとする。

- 一 面会時間は午後2時から午後7時までとする。
- 二 時間外の面会は、患者の状態や緊急性に応じて主治医等が判断する。
- 三 面会は1回につき3人までとし、30分程度とする。
- 四 面会場所は、病室・食堂を原則とする。ただし、感染対策上必要な場合は、面会場所を限定することがある。
- 五 面会人数および面会時間は、感染症の流行状況等により、病棟運営上必要な範囲で調整することができる。

(面会手順)

第5条 面会は次の手順にて行うものとする。

- 一 面会者は、面会受付場所にて申請書に必要事項を記入する。
- 二 面会受付場所は以下の通りとする。
平日：午後2時から午後5時30分 各ナースステーション
午後5時30分から午後7時 正面エレベーター前
休日：午後2時から午後7時 正面エレベーター前
- 三 病棟スタッフは、面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断する。

(遵守事項)

第6条 面会者は次の事項を遵守するものとする。

- 一 他の患者、病院職員等に迷惑を及ぼさないように努めること。
 - 二 手指消毒やマスク着用等、感染対策に協力すること。
 - 三 病院が定める面会可能者・時間等を守ること。
 - 四 感染対策等により面会方法や時間等に変更があった場合は、病院職員の指示に従うこと。
 - 五 見舞品として飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟看護師長又は看護師長代行者の許可を得て行うこと。
- 2 面会者は次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 病院敷地内での飲酒や喫煙等、院内で禁止された行為。
 - 二 病棟内での飲食・撮影・録音、その他病院が不適當と認める行為。
 - 三 他の患者の療養環境を妨げる行為。
- 3 前項各号に違反した場合、またはその恐れがあると認められる場合は、直ちに面会を中止することができる。

(面会制限)

第7条 病院は、次のいずれか該当する場合に限り、面会の全部または一部を制限および拒否することができる。

- 一 院内感染防止上、必要がある場合。
- 二 患者の病状、処置、療養上の必要がある場合。
- 三 他の患者の療養環境や安全管理に支障を及ぼす恐れがある場合。
- 四 災害、事故、緊急対応等により、病棟運営上やむを得ない場合。
- 五 面会者やそのご家族等身近な方が、感染症に罹患している、あるいは疑われる症状がある場合。
- 六 面会者が本規定または病院職員の指示に従わない場合。
- 七 その他、病院長が必要と認めた場合。

(制限時の対応)

第8条 面会を制限した場合は、次の対応を行うものとする。

- 一 面会を制限した場合は、患者または家族に対し、可能な範囲で理由を説明する。
- 二 面会制限中であっても、患者の状態や状況に応じて、面会機会の確保に努める。

(特別な配慮を要する場合)

第9条 次に掲げる場合は、病院は必要な配慮を行うものとする。

- 一 病状説明、退院支援、意思決定支援が必要な場合。
- 二 終末期・重篤時・急変時等、患者および家族への支援が特に必要な場合。
- 三 認知症、せん妄、精神的動揺等により、家族等の関わりが療養上重要な場合。
- 四 その他、病院が必要と認める場合。

(周知)

第10条 本規程は、病院ホームページへの掲載および病棟等の見やすい場所への掲示により、周知に努める。

(規程の制定及び見直し)

第11条 本規程は、感染症流行状況、法令・通知、院内の運用状況を踏まえ、定期的に見直しを行うものとする。

また、本規程の制定及び改訂は、感染対策委員会等により審議し、幹部会の承認を得て決定する。

附則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。